

三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会傍聴要領

平成 29 年 6 月 28 日

1 目的

三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会設置要綱第 9 条に基づき、会議の傍聴に係る取扱いを定めるものとします。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 本委員会の会議の傍聴を希望する方は、受付で住所、名前等を記載することとします。また、入場は先着順とします。
- (2) 傍聴の定員は5人とします。委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することとします。

3 報道関係者に係る手続き

- (1) 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けてください。
- (2) 前項の規定により許可を受けた方は、委員会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示してください。

4 傍聴するにあたって守るべき事項

- (1) 次のいずれかに該当する方は、委員会の会議を傍聴することができません。
 - ア 酒気を帯びていると認められる方
 - イ 会議の進行の妨げになると認められるものを携帯している方
 - ウ その他、委員長において傍聴を不相当と認める方
- (2) 傍聴される方は、委員会の会議を傍聴するにあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りではありません。
 - ア 静粛に傍聴することとし、私語は慎んでください。
 - イ みだりに傍聴席を離れてはいけません。
 - ウ 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。
 - エ 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為はできません。

5 会議の秩序の維持

傍聴される方がこの要領をお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただきます。